

活用のポイント

- 参考にさせていただきたい「Aさんの例」ですので、このとおりではないと申請ができないわけではありません。
- 合理的配慮の内容によっては検討や準備に時間がかかることもあります。
- このフローでは、Aさんの志望高校が公立高校である場合を例として作成しました。私立高校の場合は、中学校から該当する学校へ相談してください。
- AさんはLDですが、その他の障がい、場面緘黙、不登校等、お子さんにより状況は異なります。障がいを理由に不合格になる、不登校だから合理的配慮を受けられない、ということはありません。ご心配な点がございましたら、とにかく早めに中学校や関係者(関係機関)に相談してください。

こんな時はどうすれば…

- ◇実際に高校を見学しないと志望高校を決められないのですが、個別に高校見学をお願いすることは可能ですか？
⇒可能です。中学校の教頭先生から見学を希望する高校の教頭先生に見学の依頼をして日程調整をしてください。
- ◇医師による診断が無いと申請できませんか？
⇒診断が無くても、検査等の結果等から作成された「個別の指導計画」と、どのような合理的配慮を行っていたのかが分かる記録があれば、個別相談及び合理的配慮の申請は可能です。それらが無い場合は申込ができませんので、ご本人に希望がある場合は申請できる状況を早めに整えてください。
- ◇合理的配慮の申請をしたいと思っている場合は早めに相談を、ということですが、個別相談の申込期限はありますか？
⇒志願受付期間前には合理的配慮の申請が必要となりますので、それまでには個別相談を済ませておく必要があります。いつまでにと期限はありませんが、個別相談では、ご本人に合った入試の受け方や高校生活の送り方を関係者で時間をかけて検討する必要があることから、できるだけ早く中学校にご相談ください。

高校入試における合理的配慮の申請フロー

LDのあるお子さんに対する支援

早めの気づき
適切な学び

No.2

「支援の例」を参考に
みんなで「目指す姿」考えよう



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

別添資料

読み書きに困難さのあるAさんの「高校入試における合理的配慮」申請フロー

